
低濃度PCB廃棄物の不適正処分事案に関する 行政の対応

令和7年3月14日



廃棄物規制課/PCB廃棄物処理推進室

PCB廃棄物の法に基づかない行為と想定される処分への対応について



- 環境省は、令和6年9月に関西電力HD及び関西電力送配電に対して、本件について報告を求めるとともに、再発防止に向けての大阪府等の指導を踏まえて、真摯に取り組むことを口頭で要請した。さらに、令和7年1月に、現在も処理を行っているPCB廃棄物について廃棄物処理法及びPCB特措法に基づき、期限内に確実に処理するよう求めた。
 - 大阪府は、令和6年9月に低濃度PCB廃棄物の不法行為と想定される処分を行った関西電力HD及び関西電力送配電に対して顛末書の作成の指示等の行政指導を開始した。11月に顛末書等に基づき厳重注意を行い、追加調査等を指示した。具体的には、
 - (1)PCB該当性判断基準超過を認識しながらそれを隠蔽した原因について
→原因について引き続き調査を行い、結果を報告すること。
 - (2)不法行為と想定される処分等による環境への影響について
→過去の処分先等や処分方法について調査を行い、環境保全上のリスクについて判明した処分先に説明し、環境汚染の懸念については必要に応じ対応すること。
 - (3)再発防止策について
→変圧器の処理について、協力会社や委託先等多様な関係者が存在していることから、内部統制の強化を進める中で業務体制を点検されたい。
- 令和7年2月に報告を受け、柱上変圧器を処理した処分先等について保管・解体・処分の状況を調査した結果、明らかな環境汚染等は認められず、また、処分先等に環境保全上のリスクについて説明した結果、新たな対応の求めはなかった。
- 兵庫県等も事業者より説明があったことから、大阪府と同様に、原因究明や再発防止策等の顛末を書面で報告するように事業者を指導している。